

## 姫路市公共建築物設計業務委託共通仕様書

### 第1章 公共建築物設計業務

#### 1節 総則

##### 1.1.1 適用

- 1 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築設計業務（建築意匠、建築構造、電気設備、機械設備の設計業務及び積算業務をいうものとし、以下「設計業務」という。）の委託に適用する。
- 2 設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)から(5)の順序のとおりとする。
  - (ア) 質問回答書
  - (イ) 現場説明書
  - (ウ) 別冊の図面
  - (エ) 特記仕様書
  - (オ) 共通仕様書
- 3 受注者は、前項の規定により難しい場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

##### 1.1.2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- 1 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
- 2 「検査員」とは、設計業務の完了の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認を行う者で、発注者が定めた者をいう。
- 3 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- 4 「主任担当技術者」とは、管理技術者のもとで、各担当業務分野における技術者を総括する役割を担う者をいう。
- 5 「社内検査員」とは、設計業務の完了及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了に先立ち、業務の履行及び目的物等の自主検査を行う者をいう。
- 6 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- 7 「設計図書」とは、質問回答書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。
- 8 「質問回答書」とは、別冊の図面、特記仕様書、共通仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
- 9 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
- 10 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- 11 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- 12 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
- 13 「特記」とは、I-1-2. の(1)から(4)に指定された事項をいう。
- 14 「指示」とは、調査職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

- 15 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めをいう。
- 16 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- 17 「報告」とは、受注者が発注者又は調査職員若しくは検査職員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
- 18 「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、発注者又は調査職員が書面により同意することをいう。
- 19 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
- 20 「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- 21 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
- 22 「検査」とは、検査員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
- 23 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
- 24 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
- 25 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

## 2節 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とする。

一般業務の内容は下記及び範囲は特記による。

### (1) 基本設計に関する標準業務

建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、基本設計に係る成果図書を作成するために必要な下記に掲げる業務をいう。

項目	業務内容	
設計条件等の整理	条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。	
基本設計方針の策定	総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を

### 1.2.1 一般業務の範囲

## 姫路市公共建築物設計業務委託共通仕様書

		立案する。
	基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。）を作成する。
基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

### (2) 実施設計に関する標準業務

工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、基本設計等の設計と条件に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として、実施設計に係る成果図書を作成するために必要な下記に掲げる業務をいう

項目		業務内容
要求等の確認	建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	設計条件の変更等の場合の協議	建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、実施設計に必要な範囲で詳細な調査を行う。
	建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
実施設計方針の策定	総合検討	設計条件に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	実施設計のための基本事項の確定	建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、設計条件等の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品並びに特に指定する必要のある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、

## 姫路市公共建築物設計業務委託共通仕様書

	当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
実施設計内容の建築主への説明等	実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

### 1.2.2 追加業務の範囲

追加業務の内容は下記及び特記により、範囲は特記による

業務名称	業務の内容
建築積算 電気設備積算 機械設備積算	下記積算資料を作成する。 ・積算数量算出書 ・積算数量調書（積算数量算出書の数量を内訳書の体裁で構成した資料をいう。営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」により作成する。） ・単価資料等（見積書（原則3者以上から徴収）及び比較表、刊行物・カタログ等の写し） ・積算チェックシート
計画通知等に関する申請手続き業務	計画通知又は建築確認申請（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に関する手続き及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打ち合わせ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応等は一般業務に含まれる。） 計画通知等に関する成果品の電子化は、修正等が加えられた最終版の原本を対象とし、図面等を含めた申請書全体の写しをとり、原則として1ファイルのPDFにまとめる。 特記された場合を除き、申請手数料は本委託に含まれる。
各種法令・条例等に基づく申請手続き業務	各種法令・条例（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等）に係る法令・条例を除く。）に関する事前協議、申請図書及び資料の作成、手続き及びこれに付随する詳細協議 特記された場合を除き、申請手数料は本委託に含まれる。
設計図書の復元業務	既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（原寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）が現存しない場合における改修工事等の設計に必要な設計図書を現地調査のうえ復元する。復元する設計図書は本委託に係る目的物の作成に必要な範囲の図書とする。 なお、紙資料からの電子データ作成及び既存資料と現況との一般的な確認業務は標準業務に含まれる。
既存建築物の各種法令等適合確認業務	既存建築物等について各種法令等の適合状況を確認し報告書を作成する。構造規定に係る確認の実施及び方法は特記による。 なお、本委託の設計対象となる建築物等に係る各種法令等の適合確認は標準業務に含まれる。

### 3節 業務の実施

#### 1.3.1 業務の着手

受注者は、設計図書に定めがある場合を除き、契約締結後 14 日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

#### 1.3.2 設計方針の策定等

- 1 受注者は、業務を実施するに当たり、設計図書及び調査職員の指示を基に設計方針の策定を行い、業務当初及び変更の都度、調査職員の承諾を得なければならない。
- 2 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。

### 1.3.3 一般事項

- 3 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。
- 1 基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準に基づき行う。
- 2 実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- 3 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- 4 設計にあたっては、工事現場の生産性向上（省人化や工事日数短縮）に配慮する。
- 5 「建設工事公衆災害防止対策要綱」（令和元年 国土交通省告示第 496 号）に基づき、現場の施工条件を十分に調査したうえで、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、目的物に明示する。

### 1.3.4 適用基準等

- 1 受注者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。
- 2 本業務に適用する技術基準等は、特記及び下記による。なお、技術基準等は発注時点での最新版を適用する。

#### (ア) 建築

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 姫路市公共建築物構造設計指針
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説
- ・ 兵庫県条例「福祉のまちづくり条例」
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 公共住宅建設工事共通仕様書（建築工事編）
- ・ BL 部品データブック
- ・ CASBEE ー新築 評価マニュアル
- ・ 住宅の省エネルギー基準と計算の手引き
- ・ 日本住宅性能表示基準」に関する資料等

#### (イ) 建築積算

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準（建築工事）
- ・ 公共建築工事共通費積算基準
- ・ 公共建築工事見積書標準書式（建築工事編、設備工事編）
- ・ 公共住宅建築工事積算基準

#### (ウ) 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引

## 姫路市公共建築物設計業務委託共通仕様書

### 1.3.5 提出書類

- ・ 公共住宅建設工事共通仕様書（電気設備工事編）
  - ・ 公共住宅建設工事共通仕様書（機械設備工事編）
- (工) 設備積算
- ・ 公共建築設備数量積算基準
  - ・ 公共建築設備工事内訳書標準書式（設備工事編）
  - ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）
  - ・ 公共住宅電気設備工事積算基準
  - ・ 公共住宅機械設備工事積算基準
- 3 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。
- 4 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
- 1 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、下記及び特記された関係書類を調査職員を経て、下記及び特記された提出時期までに発注者に提出しなければならない。

提出時期	様式等
契約後 7 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約工程表</li> <li>・ 建設関連業務委託着手届及び技術者選任届</li> <li>・ 社内検査員届</li> <li>・ 履行体制に関する書面</li> <li>・ 経歴書（管理技術者・主任担当技術者・社内検査員）</li> <li>・ 再委託（変更）承諾申請書・承諾書（再委託予定者毎に作成・正副 2 部）</li> <li>・ 暴力団排除に関する誓約書（全ての協力業者）</li> </ul>
契約後 14 日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務計画書</li> </ul>
打合せ後直ちに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 打合せ記録書（任意様式）</li> </ul>
毎月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進捗状況報告書</li> </ul>
変更契約時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更契約工程表</li> </ul>
完了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事等完了・進捗届</li> <li>・ 社内検査完了届</li> <li>・ 提出書類リスト</li> <li>・ 積算チェックシート</li> </ul>
検査合格後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事等目的物引渡書</li> <li>・ 請求書（任意様式）</li> </ul>

### 1.3.6 業務計画書等

- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式及び部数が定められていない場合は、調査職員の指示によるものとする。
- 1 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
- 2 業務計画書の内容は、下記による。
- ・ 業務実施工程表
  - ・ 設計方針
  - ・ 調査業務等の実施計画
- 3 受注者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 4 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
- 5 受注者は、毎月、業務の進捗状況及び予定を進捗状況報告書により調査職員に報告しなければならない。
- 6 受注者は、週 1 回以上、業務の進捗状況を調査職員に報告しなければならない。

### 1.3.7 守秘義務

受注者は、契約書の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

### 1.3.8 再委託

- 1 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- 5 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員に提出しなければならない。
- 6 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

### 1.3.9 特許権等の使用

受注者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

### 1.3.10 管理技術者等

- 1 受注者は、契約書の規定に基づき、管理技術者を定め発注者に通知しなければならない。なお、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。
- 2 管理技術者の資格要件は、特記による。なお、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。
- 3 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 4 管理技術者の権限は、契約書に規定する事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任する権限（契約書の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者に、あらかじめ通知しなければならない。
- 5 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。
- 6 受託者は、総合、構造、電気設備、機械設備の分担業務分野ごとに主任担当技術者を1名配置しなければならない。主たる分担業務分野（総合）の主任担当技術者は、受注者が会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。また、主任担当技術者の資格要件は特記による。
- 7 受注者は、社内検査員を定め、発注者に届け出なければならない。社内検査員は、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者で、原則として管理技術者又は主任担当技術者と兼務してはならない。また、社内検査員の資格要件は特記による。

### 1.3.11 貸与品等

- 1 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）は、特記による。
- 2 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに調査職員に返却しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷し

## 姫路市公共建築物設計業務委託共通仕様書

	<p>た場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。</p> <p>4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。</p>
<b>1.3.12 関連する法令、条例等の遵守</b>	<p>受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。</p>
<b>1.3.13 関係官公庁への手続き等</b>	<p>1 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。</p> <p>2 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。</p> <p>3 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を調査職員に報告し、必要な協議を行うものとする。</p>
<b>1.3.14 打合せ及び記録</b>	<p>1 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>2 設計業務着手時並びに調査職員又は管理技術者が必要と認められた時に定める時期において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>3 施設管理者等と協議等を行った場合は、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、調査職員に提出しなければならない。</p>
<b>1.3.15 条件変更等</b>	<p>受注者は、設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたと判断し、発注者と協議して当該規定に適合すると認められた場合は、契約書の規定により、速やかに発注者にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。</p>
<b>1.3.16 一時中止</b>	<p>発注者は、次の各号に該当する場合は、契約書の規定により、設計業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。</p> <p>(ア) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合</p> <p>(イ) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合</p> <p>(ウ) 受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合</p>
<b>1.3.17 履行期間の変更</b>	<p>1 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表、その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。</p>
<b>1.3.18 修補</b>	<p>1 受注者は、調査職員から修補を求められた場合は、速やかに修補をしなければならない。</p> <p>2 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査員の指示に従うものとする。</p>
<b>1.3.19 設計業務の目的物</b>	<p>(1) <b>一般事項</b></p> <p>1 契約図書に規定する目的物には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような</p>

記載をしてはならない。ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得なければならない。

- 2 国際単位系の適用に際し疑義が生じた場合は、調査職員と協議を行うものとする。
- 3 受注者は、設計図書に規定がある場合又は調査職員が指示し、これに同意した場合は、履行期間途中においても、目的物の部分引渡しを行わなくてはならない。
- 4 目的物の電子データは、特に指示のある場合を除き、下表のファイル形式で提出する。

設計図書	JWW 形式又は DXF 形式及び PDF 形式
積算数量調書、単価作成資料等	営繕積算システム RIBC2 ((一財) 建築コスト管理システム研究所)「内訳書作成システム」による形式。
数量算出書、見積比較表等	Excel 形式
申請書等	Word 形式及び PDF 形式 (最終版原本)
打合せ議事録	Word 形式 (A4 縦)
電子資料等	作成ソフトの元ファイル及び PDF 形式
その他紙資料等	PDF 形式

- 5 目的物は、調査職員の指示する場所に提出する。

### (2) 目的物等の適正な管理

- 1 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、目的物等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求められることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求められるものとする。  
目的物等とは、
  - ・業務の目的物 (未完成の目的物を含む。)
  - ・その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
- 2 発注者の承諾無く、目的物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど (ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。) しない。
- 3 業務の履行のための協力者等への目的物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- 4 目的物等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。また、必要となる情報漏洩防止を図るため、電子データによる送信又は運搬に当たってのパスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。
- 5 サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
- 6 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものし、II. 2.(7)により調査職員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- 7 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- 8 目的物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- 9 上記 1.及び 2.の規定は、契約終了後も対象とする。
- 10 上記 1.、2.及び 3.の規定は、協力者等に対しても対象とする。

### (3) 基本設計に係る目的物

- 1 基本設計に係る目的物は特記による。ただし、基本設計図書の作成及び業務目的の達成に影響がない場合に限り、協議により省略できる。
- 2 基本設計図書の内容は下記を基本とする。

(ア) 総合基本設計図書

- ・ 設計説明書

- ・仕様概要書
  - ・仕上概要表
  - ・面積表及び求積図
  - ・付近見取図
  - ・配置図
  - ・平面図（各階）
  - ・断面図
  - ・立面図（各階）
- (イ) 構造基本設計図書
- ・構造計画説明書
  - ・構造設計概要書
- (ウ) 電気設備基本設計図書
- ・電気設備計画説明書
  - ・電気設備設計概要書
- (工) 機械設備基本設計図書
- ・機械設備計画説明書
  - ・機械設備設計概要書
- 3 構造、電気設備及び機械設備の目的物は、総合基本設計の目的物の中に含めることができる。
- 4 総合設計図は、適宜追加してもよい。
- 5 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 6 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
- (4) 実施設計に係る目的物**
- 1 実施設計に係る目的物は特記による。ただし、設計図の作成及び業務目的の達成に影響がない場合に限り、協議により省略できる。
- 2 設計図の内容は下記を基本とする。
- (ア) 総合設計図
- ・表紙
  - ・図面目録
  - ・仕様書
  - ・仕上表
  - ・面積及び求積図
  - ・日影図
  - ・敷地案内図
  - ・配置図
  - ・平面図（各階）
  - ・断面図
  - ・立面図（各面）
  - ・矩計図
  - ・展開図（各室）
  - ・天井伏図（各階）
  - ・平面詳細図
  - ・部分詳細図
  - ・建具表
  - ・家具図

- ・ 外構図
- ・ 仮設計画図
- (イ) 構造設計図
  - ・ 仕様書
  - ・ 構造基準図
  - ・ 伏図（各階）
  - ・ 軸組図
  - ・ 部材断面表
  - ・ 各部断面図
  - ・ 標準詳細図
  - ・ 各部詳細図
- (ウ) 電気設備設計図
  - ・ 仕様書
  - ・ 敷地案内図
  - ・ 配置図
  - ・ 電灯設備図
  - ・ 動力設備図
  - ・ 電気自動車用充電設備図
  - ・ 電熱設備図
  - ・ 雷保護設備図
  - ・ 受変電設備図
  - ・ 電力貯蔵設備図
  - ・ 発電設備図
  - ・ 構内情報通信網設備図
  - ・ 構内交換設備図
  - ・ 情報表示設備図
  - ・ 映像音響設備図
  - ・ 拡声設備図
  - ・ 誘導支援設備図
  - ・ テレビ共同受信設備図
  - ・ テレビ電波障害防除設備図
  - ・ 監視カメラ設備図
  - ・ 駐車場管制設備図
  - ・ 防犯入退室管理設備図
  - ・ 火災報知設備図
  - ・ 中央監視制御設備図
  - ・ 構内配電線路図
  - ・ 構内通信線路図
- (工) 機械設備設計図
  - ・ 仕様書
  - ・ 敷地案内図
  - ・ 配置図
  - ・ 空気調和設備図
  - ・ 換気設備図
  - ・ 排煙設備図
  - ・ 自動制御設備図
  - ・ 衛生器具設備図
  - ・ 給水設備図
  - ・ 排水設備図
  - ・ 給湯設備図
  - ・ 消火設備図

- ・ 厨房設備図
- ・ ガス設備図
- ・ 浄化槽設備図
- ・ 排水再利用設備図
- ・ 雨水利用設備図
- ・ ごみ処理設備図
- ・ エレベーター設備図
- ・ 小荷物専用昇降機設備図
- ・ エスカレーター設備図
- ・ 機械式駐車設備図

- 3 構造の目的物は、総合実施設計の目的物の中に含めることができる。
- 4 設計図は原則として JWW 形式で作成する。
- 5 設計図は、適宜、追加してもよい。
- 6 「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
- 7 安全性が担保されていない非構造部材（姫路市公共建築物構造設計指針第7章 1. 1 に該当する非構造部材をいう。）を採用する場合は、計算書等の技術資料を成果品として提出する。
- 8 積算数量調書、単価資料等の作成は、営繕積算システム RIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」による。
- 9 「CD-R」による提出が特記された目的物等は電子納品の対象とし、電子納品に当たっては、建築設計業務等電子納品要領及び官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】による。
- 10 電子成果品のファイル形式は、建築設計業務等電子納品要領「5 ファイル形式」によるほか、オリジナルファイルも提出する。
- 11 新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。
- 12 図面及び特記仕様書は、姫路市建築設計図書作成基準に基づき作成する。

**1.3.20  
検査**

- 1 受注者は、設計業務の完了及び部分引渡しの指定部分に係る業務の完了に先立ち、業務の履行及び目的物等について、社内検査員による自主検査を行わなければならない。
- 2 受注者は、社内検査員による自主検査の内容をまとめ、必要な修補を行ったうえで、社内検査完了届により、調査職員に報告しなければならない。
- 3 受注者は、設計業務が完了したときは、検査を受けなければならない。
- 4 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ目的物並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、調査職員に提出しておかなければならない。
- 5 検査員は、契約図書に基づき次の各号に掲げる検査を行うものとする。
  - (ア) 設計業務目的物の検査
  - (イ) 設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する）

**1.3.21  
引渡し前における目的物の使用**

受注者は、契約書の規定により、目的物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

**第2章 調査業務**

1節 敷地調査

2.1.1  
一般事項

- 1 「敷地測量」は建築物等の敷地並びに敷地周囲の道路等の測量（測量法第4条、第5条及び第6条に該当しない測量）に適用する。
- 2 測量の種別は「平面測量」及び「水準測量」とし、適用及び範囲は特記による。
- 3 担当技術者は測量法(昭和 24 年法律第 188 号)に基づく測量士の有資格者とする。ただし、主任技術者が測量士の場合は、敷地測量に係る十分な能力を有する者とする。
- 4 敷地の境界点の確認は、所有者、管理者等関係者の立会いにより行い、立会い者の立場、氏名、立会い年月日及び打合せ事項を記録し、監督職員に提出する。
- 5 測点の標示杭等は、45 mm角、長さ 450 mm程度の木杭又はびょうを打込み、主要な測点を塗料等で標示する。杭等による標示ができない場合は、監督職員と協議する。
- 6 提出図の縮尺は、特記による。
- 7 測量結果は、図面、計算書等に記入し、下表の成果品として提出する。

測量の種別	名称
平面測量	平面図
	求積図
	測量計算書
水準測量	高低図
	縦断面図
	横断面図

2.1.2  
平面測量

- 1 平面測量の基準となる点は、4級基準点以上の基準点又はこれと同等の精度を有すると認められる街区基準点等とする。これにより難い場合は監督職員と協議する。
- 2 平面測量は、近傍の基準点に基づき、放射法又は多角測量により行うものとする。
- 3 平面測量は、敷地境界点及び主要な部分について行い、座標値により表示する。
- 4 座標値は、平面直角座標系(平成 14 年国土交通省告示第9号)に規定する世界測地系に従う直角座標とする。
- 5 真北の測量は、特記による。測定の方法は次により、適用は特記による。特記がなければ、(ア)とする。
  - (ア) 既設の基準点及び敷地境界等の座標値により計算で求める方法
  - (イ) 日影観測による方法
  - (ウ) 太陽観測による方法
- 6 平面図には、地形、建築物、工作物、立木等地上物件の位置を明示するほか、名称、所在地名、地番、縮尺、磁北線、真北線（測定を行った場合）、磁針偏差、敷地周辺距離、内角、敷地に接する道路、川等を記入する。
- 7 真北線は、平面図上に 30 cm以上の直線で示すものとし、基準となる敷地境界線等に対する角度を記入する。なお、基準となる敷地境界線等は監督職員の指示による。
- 8 求積図は、座標法により面積を算出し、三斜法により対比する。
- 9 求積図には、敷地の所在地名、地番、面積計算表、採用した基準点及び境界点の座標値を記入する。
- 10 測量計算書等の成果品には、測量の精度その他の資料となる事項を記入する。

2.1.3  
水準測量

- 1 方眼線の方向は、特記による。特記がなければ、監督職員の指示による。
- 2 方眼線の間隔は、特記による。特記がなければ、下表による。

敷地面積(m <sup>2</sup> )	10,000 未満	10,000 以上
方眼線間隔(m)	10	20

- 3 測点は、方眼点のほか、各方眼線上において縦断面図及び横断面図の描けるような諸点（道

路、擁壁等の法肩及び法尻、敷地及び建築物等の周囲並びに周辺道路の中心線等)とする。

- 4 敷地内に任意の水準点(以下「ベンチマーク」という。)を設け、これにより高さを測定する。ベンチマークの高さの基準は、特記がなければ、測量法施行令(昭和24年政令第322号)第2条第2項に規定する日本水準原点を基準とする高さとし、東京湾平均海面(T.P.)により表記する。ベンチマークの設置方法は、特記による。特記がなければ、監督職員の立会いを受けて、敷地内にコンクリート杭等により移動しないように設置し、その周囲を養生する。ただし、敷地内に移動のおそれのない固定物のある場合は、これを代用することができる。

- 5 等高線の記入は、特記による。等高線の間隔は、特記による。特記がなければ、下表による。

平たん地	250mm ごと
傾斜地	500mm 又は 1,000mm ごと

- 6 高低図には、ベンチマークの位置、高さ、測点の高さ及び方眼線の方位角を記入する。ただし、平面測量を同時に行う場合は、4.1.2による平面図を利用する。

- 7 縦断面図及び横断面図の断面箇所は、2.3.2(b)の方眼線の間隔による。縦断面図及び横断面図の縮尺は、特記による。特記がなければ、下表による。

種別	縮尺	備考
縦断面図	高低差方向 1/50	4.1.3.3の測点を描く
横断面図	水平方向 1/200	

## 2節 建築物その他調査

### 2.2.1 一般事項

- 1 「建築物その他調査」は、敷地内の建築物、工作物、立木並びに敷地内及び敷地周囲の排水設備、電気設備、機械設備等の調査に適用する。

- 2 調査の種別は次により、適用及び範囲は特記による。

- (ア) 建築物調査
- (イ) 排水調査
- (ウ) 工作物及び立木調査
- (エ) 電気設備調査
- (オ) 機械設備調査
- (カ) 敷地の履歴調査

- 3 調査は、現況調査及び資料調査により行う。

- 4 現況調査は、調査場所において、目視等により確認できる範囲で行う。調査のため、部分取り壊し、地盤掘削等の作業を行う場合には、特記による。

- 5 資料調査は、調査区域の管理者及び関係機関において、調査上必要な図面及びその他の資料により行う。調査において、地中埋設物の存在、土壌汚染等のおそれがある場合は、直ちに監督職員に報告する。

- 6 現況調査及び資料調査の調査結果を照合し、相違の確認を行う。調査結果の照合が困難な場合には、監督職員と協議する。

- 7 担当技術者は、特記による。特記がなければ、監督職員の承諾した者が行う。

- 8 調査結果は、図面に記入し、成果品として提出し、内容は、下表による。

調査の種別	名称
建築物調査	建築物調査図
排水調査	排水調査図
工作物及び立木調査	工作物及び立木調査図
電気設備調査	電気設備調査図

機械設備調査	機械設備調査図
--------	---------

**2.2.2  
建築物調査**

- 1 建築物調査は、建築物の形状、大きさ、構造種別、仕上げの概要等について行う。
- 2 建築物調査図の内容は、下表による。

図面名称	記載事項	縮尺
平面図	各階平面図、屋根伏（寸法記入）	1/100、1/200
立面図	4面	
断面図	原則として2方向（寸法記入）	
矩計図	箇所は特記による（寸法記入）	1/20~1/50
仕上げ表	仕上げ、下地	—

**2.2.3  
排水調査**

- 1 排水調査は、敷地内及び敷地隣接の道路（公道）にある排水ますの種類、大きさ、天端高及びます底高、排水本管の種類、管径、管底高、流水方向、こう配、敷地内排水との取合い関係等について行う。
- 2 下水道放流区域外の場合は、し尿浄化槽設備の設置に関する地方公共団体の条例、指導を調査する。
- 3 排水調査図の内容は、下表による。

図面名称	記載事項	縮尺
調査平面図	排水ます、管の配置（寸法記入）	1/200~1/600
詳細図	平面、断面、その他（寸法記入）	1/20~1/50

**2.2.4  
工作物及び立木調査**

- 1 工作物調査は、敷地内の門、囲障、残存基礎、鉄塔、防空壕、擁壁、石積、舗装、井戸等の位置、形状、大きさ等について行う。
- 2 工作物調査図の内容は下表による。

図面名称	記載事項	縮尺
調査平面図	工作物の配置（寸法記入）	1/200~1/600
詳細図	平面、断面、その他（寸法記入）	1/20~1/50

- 3 立木調査は、敷地内の樹木について樹種、高さ、幹まわり（高さ1.2mの位置）、葉張り、数量、移植の可否等について行う。
- 4 調査対象立木は、特記による。特記がなければ、すべての立木の調査とする。
- 5 立木調査図の内容は、下表による。

図面名称	記載事項	縮尺
調査平面図	樹木位置、樹木リスト、調査事項	1/200~1/600

**2.2.5  
電気設備調査**

- 1 電気設備調査は、敷地内及び周囲にある電気設備の調査は、位置、形状、寸法、容量等について行い、調査事項は次による。
  - (ア) 配電線路（電柱の位置、高さ及び番号、相数並びに電圧種別、外灯の位置、高さ及び種類、電力引込み点、引込み方法）
  - (イ) 通信線路（電柱の位置、高さ及び番号並びに対数、電話引込み点、引込み方法）
  - (ウ) 地中線の敷設工法、深さ、管径、管材質、経路及び管路の状態
  - (エ) マンホール及びハンドホールの位置、形状、寸法
  - (オ) 屋外形受変電設備（種類、位置、配置、寸法、容量、概算重量）
- 2 敷地内の接地抵抗及び大地比抵抗率の測定は次により、適用は特記による。
  - (ア) 測定方法は、下表により、測定種別は特記による。
  - (イ) 測定箇所は、地表面で建築面積50m×50mにつき1箇所以上とする。

測定種別	測定方法
接地抵抗	直径14mm、長さ1,500mmの接地棒を打ち込み、JISC1304

	(接地抵抗計)に規定するものを用いて行う。
大地比抵抗率	大地比抵抗率測定器(ウェンナーの4電極法によるもの)を用いて行う。

- 3 テレビ電波の状況等の調査は次により、適用は特記による。
- (ア) 放送局及び中継局のチャンネル並びに電波到来方向
  - (イ) 敷地周辺の住宅整備状況
  - (ウ) テレビ電波障害に関する条例及び地方公共団体等の指導事項

- 4 電気設備調査図の内容は、下表による。

図面名称	記載事項	縮尺
調査平面図	配電線路、通信線路、地中線等(位置、経路、高さ、深さ、材質等を記入)、接地抵抗又は大地比抵抗率の測定箇所、テレビ電波到来方向	1/200~1/600
詳細図	電気設備の詳細(寸法記入)	1/20~1/50

**2.2.6  
機械設備調査**

- 1 機械設備調査は、敷地内及び敷地隣接の道路(公道)にある配水管、ガス管の種類、管路、管径、管材質、深さ、栓弁類の有無について行う。
- 2 敷地隣接の道路(公道)に配水管が敷設されていない場合は、付近の井戸の有無、深さ、水質、水量、地層、水脈、地方公共団体等の条例、指導等を調査する。
- 3 機械設備調査図の内容は、下表による。

図面名称	記載事項	縮尺
調査平面図	管路、栓類の位置(管の種類、材質、径、深さ等を記入)	1/200~1/600
詳細図	栓弁類の詳細(寸法記入)	1/20~1/50

**2.2.7  
敷地の履歴調査**

- 1 敷地の履歴調査は、過去の土地の利用状況並びに施設の名称、用途及び所有者等について行う。
- 2 調査は、現況調査及び資料調査によるほか、公的機関が一般に公開又は提供している資料等により行う。

**3節 地盤調査**

**2.3.1  
一般事項**

- 1 地盤調査、土質試験及びその他試験の種別は次により、適用は特記による。

- (ア) 地盤調査
  - ・ボーリング
  - ・サンプリング
  - ・サウンディング
  - ・地下水調査
  - ・物理探査検層
  - ・載荷試験
- (イ) 土質試験
  - ・物理試験
  - ・変形強度試験
  - ・圧密試験
  - ・安定化試験
- (ウ) その他試験

2.3.2  
ボーリング

- ・ 地盤改良関連の試験
  - ・ 建設発生土関連の試験
- 2 調査位置の地盤高を測量するための基準点は、特記による。特記がなければ、ベンチマークとする。
  - 3 成果品は下記による。
    - (ア) 調査結果は、報告書等に取りまとめ、成果品として提出する。
    - (イ) 成果品の内容は、4.3.16 及び 4.3.17 による。
    - (ウ) ボーリング柱状図及び土質試験結果一覧表は、「地質土質調査成果電子納品要領」(平成 28 年 10 月 国土交通省)により作成し、電子データを提出する。
    - (エ) 前項に加え、ボーリング柱状図及び推定地層断面図は、CADデータを提出する。

- 1 ボーリングの種類は下表により、適用は特記による。特記がなければ、ロータリー式ボーリングとする。

分類名称	掘進機器
ロータリー式ボーリング	ハンドフィード式又はハンドリックフィード式のスピンドル型ボーリングマシン
試掘	人力による掘削又はバックホウ

- 2 ロータリー式ボーリングは、次による。
  - (ア) ロータリー式ボーリングの種類は特記がなければ、ノンコアボーリングとする。
  - (イ) 孔内に地下水が認められるまでは、原則として水、ベントナイト安定液等を使用しない。また、掘削中孔内に地下水が認められたときは、その深さを記録する。
  - (ウ) 孔壁が崩落するおそれがある場合は、ケーシングチューブ、ベントナイト安定液等により、適切な孔壁保護を行う。ただし、乱れの少ない試料の採取、標準貫入試験、又は孔内載荷試験を行う場合は、ケーシングチューブの下端を採取位置若しくは試験位置より 1m 以上、上で止める。
  - (エ) 毎日の作業開始前に、孔内水位及びそのときの掘削深さを記録する。
  - (オ) 掘削孔の埋戻しは、特記による。特記がなければ、調査終了後セメントミルク等で埋め戻す。
- 3 試掘は、次による。
  - (ア) 湧水、孔壁の崩壊等の支障のある場合は、適切な養生を行い、地層の変化を観察できるように所定の深さまで掘り、監督職員の検査を受ける。
  - (イ) 試掘孔が深く、有毒ガスの発生及び酸素欠乏のおそれがある場合は、事前に十分な調査を行い、安全を確認しながら作業を行う。
- 4 掘削位置、深さ及び孔径は次による。
  - (ア) 掘削位置及び深さは、特記による。
  - (イ) ロータリー式ボーリングの孔径は、66 mm 以上とし、ボーリング孔を利用した調査及び試験を行う場合は、特記による。
  - (ウ) 試掘の寸法及び形状は、特記による。
  - (エ) 所定の深さで予想する地層及び土質が出ない場合、又は掘削が著しく困難な場合は、監督職員と協議する。

2.3.3  
サンプリング

- 1 採取試料の品質は次により、適用は特記による。
  - (ア) 乱れの少ない試料
  - (イ) 乱れた試料
- 2 サンプリング位置及び深さは、特記による。
- 3 掘削方法は、4.3.2 により、掘削孔径は次による。
  - (ア) 固定ピストン式シンウォールサンプラーを使用する場合は、サンプリング位置まで 86

mm (エクステンションロッド式サンプラーの場合) 又は 116 mm以上 (水圧式サンプラーの場合) とする。

- (イ) ロータリー式二重管サンプラー及びロータリー式三重管サンプラーを使用する場合は、サンプリング位置まで 116 mm以上とする。

4 サンプリングの方法 (乱れの少ない試料の採取)

(ア) 試料の採取は、原則として監督職員の立会いを受けて行う。

- (イ) 粘土、シルト及びこれらに準ずる地層の乱れの少ない試料の採取は、ブロックサンプリングの場合を除き、次による。

- a. 試料の採取に使用するサンプラーは次により、適用は特記による。特記がなければ、固定ピストン式シンウォールサンプラーとする。

- ・ 固定ピストン式シンウォールサンプラー
- ・ ロータリー式二重管サンプラー
- ・ ロータリー式三重管サンプラー

- b. 固定ピストン式シンウォールサンプラーの種類は、エクステンションロッド式サンプラー又は水圧式サンプラーとし、適用は特記による。特記がなければ、エクステンションロッド式サンプラーとする。採取方法は、(公社)地盤工学会基準「固定ピストン式シンウォールサンプラーによる土試料の採取方法(JGS 1221)」による。

- c. ロータリー式二重管サンプラーによる採取方法は、(公社)地盤工学会基準「ロータリー式二重管サンプラーによる土試料の採取方法(JGS 1222)」による。

- d. ロータリー式三重管サンプラーによる採取方法は、(公社)地盤工学会基準「ロータリー式三重管サンプラーによる土試料の採取方法(JGS 1223)」による。

- (ウ) 砂及び砂質土の乱れの少ない試料の採取は、次による。

- a. 試料の採取に使用するサンプラーは、特記による。特記がなければ、採取対象の土質に応じて、固定ピストン式シンウォールサンプラー又はロータリー式三重管サンプラー等の適切なサンプラーを用いる。

- b. 固定ピストン式シンウォールサンプラー又はロータリー式三重管サンプラーを用いた場合の採取方法は、(2)による。

- (エ) ブロックサンプリングの試料の採取は、次による。

- a. ブロックサンプリングの種類は次により、適用は特記による。

- ・ 切出し式ブロックサンプリング
- ・ 押切り式ブロックサンプリング

- b. 採取方法は、(公社)地盤工学会基準「ブロックサンプリングによる土試料の採取方法(JGS 1231)」による。

5 乱れた試料の採取

- (ア) 試料の採取は、オープンドライブサンプラーにより行う。ただし、標準貫入試験を行う場合は、原則としてそれにより得られる試料とする。

- (イ) 試料の運搬は、含水量の変わらないように密封し、速やかに行う。

2.3.4  
サウンディング

- 1 サウンディングの種別は次により、適用は特記による。特記がなければ、標準貫入試験とする。

(ア) 標準貫入試験

(イ) スクリューウエイト貫入試験

(ウ) 機械式コーン貫入試験

- 2 試験位置及び深さは、特記による。

- 3 標準貫入試験は、JIS A1219(標準貫入試験方法)によるほか、次による。

2.3.5  
地下水位調査

- (ア) 測定間隔は、特記による。特記がなければ、地盤面より1mの深さから1m間隔とする。ただし、乱れの少ない試料の採取又は孔内載荷試験を行う場合は、その位置及びその上方1mは除く。
  - (イ) 本打ちにおいて1回の貫入量が2cm以上となる場合は、約5cmの後打ちを省略してはならない。
  - (ウ) 本打ちの打撃回数は、60回を限度とする。
  - (エ) 15cmの予備打ちが困難な場合は、監督職員の承諾を受けて、打撃回数60回程度をもって本打ちとすることができる。
  - (オ) 採取した試料は、色、におい、粒度、硬さ、締め具合、湿潤状態、混入物等の土質概要、採取深さ、試料の長さ等を記録し、試料の色彩が分かるような写真を撮影する。また、地層及び土質を確認できる代表的な土を標本として整理する。標本の整理は、4.3.17による。
- 4 スクリューウエイト貫入試験は、JIS A1221(スクリューウエイト貫入試験方法)による。
- 5 機械式コーン貫入試験は、JIS A1220(機械式コーン貫入試験方法)による。

2.3.6  
物理探査検層

- 1 地下水調査の適用及び種別は、特記による。特記がなければ、現場透水試験とする。
- 2 試験を行う位置及び深さは、特記による。
- 3 掘削方法は4.3.2により、掘削孔径は特記による。特記がなければ、86mm以上とする。
- 4 現場透水試験は、(公社)地盤工学会基準「単孔を利用した透水試験方法(JGS 1314)」によるほか、次による。
- (ア) 試験の種類は次により、適用は特記による。特記がなければ、非定常法による試験とする。
    - a. 非定常法による試験
    - b. 定常法による試験
  - (イ) 非定常法による試験の方法は、単一のボーリング孔による回復法又は注水法とし、適用は特記による。特記がなければ、回復法とする。
- 1 物理探査検層の種類は次により、適用は特記による。
- (ア) 弾性波速度検層(PS検層)
  - (イ) 常時微動測定
- 2 検層及び測定を行う位置及び深さは、特記による。
- 3 弾性波速度検層は、(公社)地盤工学会基準「地盤の弾性波速度検層方法(JGS 1122)」によるほか、次による。
- (ア) 掘削方法は4.3.2、掘削孔径は下表による。
  - (イ) 検層方法の種類は下表により、適用は特記による。特記がなければ、ダウンホール方式とする。

種類	起振位置	受振位置	掘削孔径	備考
ダウンホール方式	地表	孔内	86 mm以上	地表部に起振装置の設置場所が必要。測定深さによっては、起振装置が大型化。
孔内起振受振方式	孔内	孔内	66 mm以上	孔内水がない場合には適用できない。測定深さに対して十分な余堀りが必要。

- 4 常時微動測定の測定装置は、次による。
- (ア) 測定装置は、感振器、増幅器及び記録器からなり、使用する機器の性能並びに装置全体

2.3.7  
 載荷試験

- の特性が測定に適したものとす。
- (イ) 測定装置の周波数の特性は、1～20Hzの範囲内で平坦な特性を有するものとす。ただし、高層建築物、免震構造等の場合の周波数特性は、特記による。
  - (ウ) 感振器は、上下動成分、直交する水平動2成分の測定ができるものとす。
- 5 常時微動測定の測定方法は、次による。
- (ア) 地表及び地中での測定では、上下、水平2成分の測定を標準とする。
  - (イ) 掘削方法は4.2.2により、掘削孔径は特記による。特記がなければ、86mm以上とし、孔内にスライムが残らないよう、十分に洗浄する。
  - (ウ) 地中の水平動の測定を行う場合は、地表の水平動の1成分と同一方向について、同時測定を行う。なお、地中で2箇所以上同時に測定を行う場合は、特記による。
  - (エ) 測定装置からの出力波形は、波形モニターを用いてチェックを行い、良好な記録を得るようにする。
  - (オ) 測定は、付近の交通機関等の振動及び近隣建築物の影響を避けて行う。
  - (カ) 常時微動測定の記録長は、連続した1分以上の、直接的ノイズの影響のない安定したものとす。
  - (キ) 各スペクトル解析時間は、30秒以上とし、サンプリングの間隔は0.02秒以下、かつ、想定される卓越周期の1/5以下とする。
- 6 常時微動測定の解析方法は、次による。
- (ア) 解析に使用した測定記録の一部を図化する。
  - (イ) スペクトル解析でフーリエスペクトル又はパワースペクトルを求め、得られたスペクトルから、測点間のスペクトル比、H/Vスペクトル及び地盤卓越周期を求める。スペクトル解析手法は、特記による。

- 1 載荷試験の適用及び種別は、特記による。
- 2 平板載荷試験は次による。
- (ア) 試験位置及び深さは、次による。
    - a. 試験を行う位置及び深さは、特記による。ただし、試験に先立ち、監督職員の承諾を受けるものとす。
    - b. 所定の深さで予想する試験地盤面に達しない場合又は湧水が甚だしい場合は、監督職員と協議する。
    - c. 水中に載荷板を設置して試験を行う場合は、特記による。
  - (イ) 平板載荷試験は、(公社)地盤工学会基準「平板載荷試験方法(JGS 1521)」によるほか、次による。
    - a. 試験最大荷重(載荷荷重の最大値)は、特記による。
    - b. 反力装置は、実荷重又はアンカーを用いることとし、適用は特記による。特記がなければ、実荷重とする。
    - c. 試験は、原則として、監督職員の立会いを受けて行う。
    - d. 載荷方法は、荷重制御による段階式載荷又は段階式繰返し載荷とし、適用は特記による。特記がなければ、段階式載荷とする。
  - (ウ) 載荷は、次の状態に達したとき、監督職員の承諾を受けて終了する。
    - a. 荷重強さ-沈下量曲線が破壊状態を示したとき
    - b. 計画最大荷重に達したとき

2.3.8  
 孔内載荷試験

- 1 孔内載荷試験は、(公社)地盤工学会基準「地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験方法(JGS 1531)」、「ボアホールジャッキ試験方法(JGS 3532)」によるほか、次による。
- (ア) 孔内載荷試験の種類は下表により、適用は特記による。特記がなければ、プレッシャー

メータ試験（等分布荷重方式 1 室型）又はプレッシャーメータ試験（等分布荷重方式 3 室型）とする。

(イ) 掘削方法は 4.3.2 により、掘削孔径は特記による。

種類	載荷方式
プレッシャーメータ試験	等分布荷重方式 1 室型
	等分布荷重方式 3 室型
ポアホールジャッキ試験	等分布変位方式

(ウ) 加圧時の荷重増分は、予想最大加圧の 1/10 以下とし、20kN/m<sup>2</sup>程度とする。

### 2.3.9 物理試験

物理試験の種別は下表により、適用は特記による。

区分	試験名称	試験方法等
物理試験	土粒子密度	JIS A1202（土粒子の密度試験方法）
	含水比	JIS A1203（土の含水比試験方法）
	粒度	JIS A1204（土の粒度試験方法）
	液性限界塑性限界	JIS A1205（土の液性限界塑性限界試験方法）
	細粒分含有率	JIS A1223（土の細粒分含有率試験方法）
	湿潤密度	JIS A1225（土の湿潤密度試験方法）

### 2.3.10 変形強度試験

1 変形強度試験の種別は下表により、適用は特記による。

区分	試験名称	試験方法等	備考
変形強度試験	一軸圧縮	JIS A1216 （土の一軸圧縮試験方法）	1 採取箇所につき 3 個以上の供試体について行う。
	一面せん断		1 採取箇所につき 3 個以上の供試体について行う。
	三軸圧縮		
	繰返し三軸		
	ねじりせん断		

2 一面せん断試験

(ア) 一面せん断試験の種類は次により、適用は特記による。特記がなければ、圧密定体積一面せん断試験とする。

- a. 圧密定体積一面せん断試験
- b. 圧密定圧一面せん断試験

(イ) 圧密定体積一面せん断試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密定体積一面せん断試験方法(JGS 0560)」による。

(ウ) 圧密定圧一面せん断試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密定圧一面せん断試験方法(JGS 0561)」による。

3 三軸圧縮試験

(ア) 三軸圧縮試験の種類は、次により、適用は特記による。特記がなければ、非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験とする。

- a. 非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験
- b. 圧密非排水(CU)三軸圧縮試験
- c. 圧密排水(CD)三軸圧縮試験
- d. 圧密非排水(CU)
- e. 三軸圧縮試験（間隙水圧を測定する）

(イ) 非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験は、(公社)地盤工学会基準「土の非圧密非排水(UU)三軸圧縮試験方法(JGS 0521)」による。

(ウ) 圧密非排水(CU)三軸圧縮試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密非排水(CU)三軸圧縮試験方法(JGS 0522)」による。

(エ) 圧密排水(CD)三軸圧縮試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密排水(CD)三軸圧縮

試験方法(JGS 0524)」による。  
 (才) 圧密非排水(CU)三軸圧縮試験は、(公社)地盤工学会基準「土の圧密非排水(CU)三軸圧縮試験方法(JGS 0523)」による。

4 繰返し三軸試験

- (ア) 繰返し三軸試験の種類は次により、適用は特記による。
- a. 液状化強度特性試験
  - b. 動的変形特性試験
- (イ) 液状化強度特性試験は、(公社)地盤工学会基準「土の繰返し非排水三軸試験方法(JGS 0541)」による。
- (ウ) 動的変形特性試験は、(公社)地盤工学会基準「土の変形特性を求めるための繰返し三軸試験方法(JGS 0542)」による。

5 ねじりせん断試験

- (ア) ねじりせん断試験は、(公社)地盤工学会基準「土の変形特性を求めるための中空円筒供試体による繰返しねじりせん断試験方法(JGS 0543)」による。

2.3.11  
圧密試験

圧密試験の種別は下表により、適用は特記による。特記がなければ、段階载荷圧密試験とする。

区分	試験名称	試験方法等
圧密試験	段階载荷圧密	JIS A1217(土の段階载荷による圧密試験方法)
	定ひすみ速度载荷圧密	JIS A1227(土の定ひすみ速度载荷による圧密試験方法)

2.3.12  
安定化試験

1 安定化試験の種別は下表により、適用は特記による。

区分	試験名称	試験方法等	備考
安定化試験	CBR		1 採取箇所につき3個以上の供試体について行う。

2 試験の方法は、JIS A1211(CBR試験方法)によるほか、次による。

- (ア) 試料の採取を行う位置及び深さは、特記による。ただし、試料の採取深さは、特記がなければ次による。
- a. 切土の場合は、路床面より50 cm以上深い位置とする。
  - b. 盛土の場合は、土取場の露出面より50 cm以上深い位置とする。
- (イ) 試験の種類は次により、適用は特記による。
- a. 締め固めた土のCBR試験
  - b. 乱さない土のCBR試験
- (ウ) 設計CBR又は修正CBRを求める場合の試験の適用は、特記による。

2.3.13  
地盤改良関連の試験

- 1 浅層混合処理工法、深層混合処理工法等による地盤改良に伴う土質試験等は、特記による。
- 2 試験種別、試験方法及び報告事項は、特記による。

2.3.14  
建設発生土関連の試験

- 1 建設発生土の有効利用に伴う土質試験等は、特記による。
- 2 試験種別、試験方法及び報告事項は、特記による。

2.3.15

総合考察は、次の事項について行う。ただし、地震応答解析、変形解析等の解析業務その他高

総合考察

度な検討業務を行う場合は、特記による。

- (ア) 調査地周辺の地形地質の検討
- (イ) 各調査結果に基づく土質定数の設定
- (ウ) 各調査結果に基づく地盤の工学的性質の検討
- (エ) 調査結果に基づく基礎形式の検討（具体的な計算を行うものではなく、基礎形式の適用に関する一般的な比較検討を行う）
- (オ) 設計施工上の留意点に関する一般的検討

2.3.16

報告書その他

報告書には、次の事項を記載する。

- 1 調査項目及び調査方法
- 2 付近の地形及び地盤概要
- 3 敷地の状況、調査位置、基準点と調査位置の地盤高さの高低関係（図示）
- 4 ボーリング柱状図
  - (ア) 各地層の標高、深さ及び層厚
  - (イ) 土質記号、土質名、相対密度及びコンシステンシー、色、におい、細粒土の割合、その他の観察記録
  - (ウ) サウンディングの結果（標準貫入試験のN値）
  - (エ) 土質試験用資料の採取深さ（サンプリングを行った場合のみ）
  - (オ) 孔内水位及びその変動
  - (カ) 試掘孔内の写真
- 5 推定地層断面図（ボーリング又はサウンディングが1箇所、地層の推定が困難な場合は除く）
- 6 土質試験結果一覧表
- 7 サウンディングの結果
  - (ア) 調査位置の地盤高さ、調査日の天候及び地下水位
  - (イ) 標準貫入試験の場合は、(i)のほか、次による。
    - a. 本打ち開始深さ及び本打ち終了深さ
    - b. 打撃回数と累計貫入量との関係を示す図から読みとった本打ち 30 cm に対する打撃回数に近い整数値 (N 値) なお、本打ち 30cm 未満で打撃回数が 50 回を超えた場合は、N 値は JIS A1219 同様「50 以上」とし、分子に打撃回数 (60 回を限度とする)、分母に累計貫入量の分数の形で記録する。
    - c. 採取試料の観察結果
  - (ウ) スクリューウエイト貫入試験の場合は、(i)のほか、次による。
    - a. 試験結果
      - ・ 貫入長に対する静的貫入最小荷重 ( $W_{sw}$ )
      - ・ 貫入長に対する測定半回転数 ( $N_a$ )
      - ・ 貫入長に対する換算半回転数 ( $N_{sw}$ )
      - ・ 貫入状況及び貫入音
      - ・ 測定終了事由及び終了貫入長
    - b. 試験結果を図示化したもの
      - ・ 横軸に静的貫入最小荷重 ( $W_{sw}$ )、縦軸に貫入長をとった図
      - ・ 横軸に換算半回転数 ( $N_{sw}$ )、縦軸に貫入長をとった図
    - c. 推定柱状図
    - d. 機械式コーン貫入試験の場合は、(i)のほか、次による。
      - ・ 深さ及びコーン貫入抵抗測定値 ( $Q_{rd}$ )
      - ・ 貫入中に土の硬軟、土質変化があったと思われるとき又は内管若しくは内外管が自重で沈下するときの状況

- ・ 深さと土の静的貫入抵抗( $q_c$ )との関係を示す図
- 8 地下水調査の結果
  - (ア) 現場透水試験の結果
    - ・ 試験方法の種別
    - ・ 測定記録
    - ・ 試験結果一覧表
- 9 物理探査検層
  - (ア) 弾性波速度検層(P S検層)の結果
    - ・ 測定装置の概要、測定方法及び測定系統図
    - ・ 測定記録
    - ・ 検層結果一覧表
  - (イ) 常時微動測定の結果
    - ・ 試験位置及び深さ
    - ・ 測定装置の概要、測定方法及び測定系統図
    - ・ 地盤卓越周期
    - ・ 測定記録の一部
    - ・ パワースペクトル又はフーリエスペクトル
    - ・ 試験の状況を示す写真及び気象記録
- 10 載荷試験の結果
  - (ア) 平板載荷試験の結果
    - ・ 試験孔の位置及び大きさ
    - ・ 試験装置の概要
    - ・ 載荷方法の種別
    - ・ 測定記録
    - ・ 試験結果の一覧
  - (イ) 孔内載荷試験の結果
    - ・ 測定装置の概要及び測定系統図
    - ・ 測定記録
    - ・ 試験結果一覧表
- 11 物理試験の結果
  - ・ 測定記録
  - ・ 試験結果一覧表
- 12 変形強度試験の結果
  - ・ 測定記録
  - ・ 試験結果一覧表
- 13 圧密試験の結果
  - ・ 測定記録
  - ・ 試験結果一覧表
- 14 安定化試験の結果
  - (ア) CBR試験の結果
    - a. 締め固めた土のCBR試験
      - ・ 試料の準備方法
      - ・ 供試体の含水比及び乾燥密度
      - ・ 膨張比

<p><b>2.3.17 土質標本等</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貫入試験後の含水比</li> <li>・ CBR及びそれに対応する貫入量</li> </ul> <p>b. 乱さない土のCBR試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 供試体の含水比及び乾燥密度</li> <li>・ 膨張比</li> <li>・ 貫入試験後の含水比</li> <li>・ CBR及びそれに対応する貫入量</li> </ul> <p>15 総合考察</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討結果</li> </ul> <p>土質標本は、容器に密封し、調査孔ごとにふた付箱に入れて1組提出する。容器は、原則として直径 4.5 cm程度、高さ9cm程度のプラスチック製とする。</p>
<p><b>2.4.1 一般事項</b></p>	<p><b>4節 石綿含有建材予備調査</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 解体等工事の発注前の段階において、対象施設の石綿含有建材の使用状況についての予備調査を実施することにより、石綿の飛散による健康障害防止を徹底するとともに、解体等工事に要する費用や工期等を適切に確保する。</li> <li>2 設計対象（改修部分及び解体部分等）に係る書面調査及び目視調査は標準業務に含まれる。</li> <li>3 分析調査の適用及び検体数は特記による。</li> </ol>
<p><b>2.4.2 資格を要する技術者等</b></p>	<p>分析調査は下記のいずれかに該当する者が行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」のうち、カテゴリー1の評価区分1の合格分析者</li> <li>(イ) 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者</li> <li>(ウ) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」</li> <li>(エ) 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」</li> </ul>
<p><b>2.4.3 関係法令の遵守</b></p>	<p>本業務は大防法及び石綿則等の関係法令等を遵守するとともに、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」及び「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル」に基づき実施する。</p>
<p><b>2.4.4 書面調査</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発注者が提供する設計図書、工事記録及び過去の調査記録等から、使用されている建築材料の種類を確認し、建築物等全体の使用されている建築材料等を室及び部位ごとに把握し、一覧表を作成する。</li> <li>2 使用されている建築材料等のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、石綿含有建材データベース等を使用し、石綿の含有の有無及び石綿の含有の可能性がある建材を調査する。</li> </ol>
<p><b>2.4.5 目視調査</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 室内用途や形状及び使用されている建築材料等が設計図書と異なる点及び同一材料の範囲等を目視により確認する。</li> <li>2 原則として、目視調査は仕上等の破壊や足場等（脚立足場は除く。以下同じ。）の設置を伴わない範囲（点検口を有する天井裏や設備配管の保温材等もこの範囲で実施すること。）で</li> </ol>

	<p>実施する。</p> <p>3 目視調査が困難な建築材料等については、その旨を一覧表に記載する。</p> <p>4 目視により含有の有無を判定する場合は、判断理由等を一覧表に記載する。</p>
<p><b>2.4.6</b> 検体の採取</p>	<p>1 書面調査及び目視調査で石綿含有の有無が判断できない建築材料等を抽出し、建材の種類、規模、撤去費用及び試料採取の可否等を考慮し、発注者との協議により分析調査を行う対象を選定する。(分析調査の検体数は設計変更の対象とする。)</p> <p>2 検体の採取に先立ち、発注者との協議により採取日時、立入方法、立会いの要否及び復旧方法等を決定する。</p> <p>3 採取は、関係法令等に従い安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努め、採取時及び採取後の石綿飛散防止に必要な措置を講じる。</p> <p>4 原則として、採取場所は脚立等を使用し手が届く範囲までとする。(足場等の設置が必要となった場合は、発注者との協議により設計変更の対象とする。)</p> <p>5 採取後は必要に応じて飛散防止措置及び防水措置(シーリング材等)をとる。</p>
<p><b>2.4.7</b> 分析調査</p>	<p>1 JIS A 1481-1 による定性分析方法を用い、1 検体を各層ごとに分析する。</p> <p>2 対象はクリタイル、アセイト、グッドライト、トモライト、アチライト、アソライトの6種とする。</p>
<p><b>2.4.8</b> 成果物</p>	<p>(ア) 調査結果一覧表(部屋名、部位等、建材名、石綿含有の有無等、判断根拠、試料番号等を記載する。)</p> <p>(イ) 図面(部屋名、試料採取位置等を記載する。) 試料採取箇所の写真(黒板等に試料番号を記載し撮影する。)</p> <p>(ウ) 分析試験結果</p> <p>(エ) 上記の電子データ(CD-R 等)</p>
	<p><b>5節 コンクリート強度試験</b></p>
<p><b>2.5.1</b> 一般事項</p>	<p>調査職員と協議のうえ調査対象を決定し、試料採取を行う。コア埋め及びはつり部の復旧は特記による。</p>
<p><b>2.5.2</b> コンクリートコア抜き調査</p>	<p>調査1箇所につき、コンクリートコア3検体を採取し圧縮強度及び中性化深度を測定する。</p>
<p><b>2.5.3</b> コンクリートはつり調査</p>	<p>調査1箇所につき、柱2箇所をはつり鉄筋かぶり厚さ及び鉄筋腐蝕度を測定する。</p>
	<p><b>6節 指定確認検査機関による建築基準法適合状況調査</b></p>
<p><b>2.6.1</b> 一般事項</p>	<p>1 指定確認検査機関による建築基準法適合状況調査(以下「適合状況調査」という。)は、受託者が業務の範囲内で行う調査に加え、調査対象法令に精通した技術者が図面調査及び現地調査を行い、報告書を作成することにより、計画の初期段階において既存建築物の法適合状況の把握し事業の円滑な実施を図るとともに、計画通知書の提出を伴わない改修工事等の際に既存不適格部分及び不適合部分を把握し現行法への適合を図ることを目的とす</p>

<p><b>2.6.2</b> 資格を要する技術者等</p>	<p>る。</p> <p>2 適合状況調査は仕様書及び「既存建築物の現況調査ガイドライン（第3版）」（以下「現況調査ガイドライン」という。）等に基づき実施する。</p> <p>適合状況調査は、建築基準法第6条の2に基づき国土交通大臣等の指定を受けた指定確認検査機関（姫路市を業務区域に含む機関に限る。）に再委託するものとし、当該指定確認検査機関に所属する建築基準適合判定資格者（以下「調査者」という。）が行う。</p>
<p><b>2.6.3</b> 調査対象法令</p>	<p>調査対象法令は下記による。</p> <p>(ア) 建築基準法 (イ) 建築基準法施行令第9条に掲げる建築基準関係規定 (ウ) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (エ) 都市緑地法 (オ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</p>
<p><b>2.6.4</b> 調査事項及び範囲</p>	<p>1 調査事項は下記により、適用は特記による。</p> <p>(ア) 現況建築物及び敷地の適合状況調査 (イ) 事業計画の適合状況調査</p> <p>2 調査の範囲は特記による。</p>
<p><b>2.6.5</b> 図面調査</p>	<p>1 調査者は、受託者が作成した現況図及び計画図等並びに委託者が提供する既設図面及び計画通知書等（以下「調査対象図書」という。）に基づき、調査対象の法令適合状況を調査する。</p> <p>2 調査者は現地調査に先立ち、下記の内容を記載した調査対象チェックリストを現況調査ガイドラインに準じて作成する。</p> <p>(ア) 適用（調査対象建築物が当該規定の対処となるか否か） (イ) 規定（根拠法令等） (ウ) 規定の内容 (エ) 調査項目 (オ) 調査方法</p>
<p><b>2.6.6</b> 現地調査</p>	<p>1 調査者は、現地調査を実施し調査対象図面と現況とを照合する。</p> <p>2 現地調査は原則として目視により実施する。</p> <p>3 目視による調査が不可能であった箇所が生じた場合は、その箇所と理由を報告書に記載する。</p> <p>4 現地調査では躯体の劣化状況についても調査を行い、主要構造部など著しい劣化又は損傷など重要な事象が見つかった場合は、その状況を報告書に記載する。</p> <p>5 調査対象図面が現況と異なる場合は、受託者は設計業務にその内容を反映させる。</p>
<p><b>2.6.7</b> 法令適合状況</p>	<p>1 調査者は、調査対象チェックリストにより、規定ごとの法適合状況を確認する。</p> <p>2 法適合状況は下記の分類による。</p> <p>(ア) 現行法適合 (イ) 既存不適格 (ウ) 不適合 (エ) 不明（通常の図面調査及び現地調査で適合状況が判断できない項目）</p> <p>3 既存不適格、不適合及び不明と判断した内容は、現況調査結果表に記載するとともに、図面に場所を示す。</p> <p>4 既存不適格とした規定については、「増築・改築」、「大規模の修繕・大規模の模様替え」及</p>

### 2.6.8 成果物

- び「用途変更」時の緩和の適用の有無及び遡及適用の有無を記載する。
- 5 事業計画の適合状況の調査は、本委託に係る改修等工事後の調査対象建築物について、法適合状況を確認する。

調査者は、適合状況調査報告書はガイドラインを参考に下記の図書により構成する。

- (ア) 適合状況調査報告書（かがみ）
- (イ) 調査項目チェックリスト
- (ウ) 適合状況調査結果表
- (エ) 調査箇所を示した図面（増築等又は用途変更の履歴がある場合は、当該部分を示すもの）
- (オ) 直近の建築等の工事の検査済み証の交付の事実又は工事の着手が分かる書類